○厚生労働省令第百四十八号

労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十八条第二項の規定に基づき、労働契約法第十八条第一項の通算契約期間に関する基準を定める省令を次のように定める。

平成二十四年十月二十六日

厚生労働大臣　三井　辨雄

労働契約法第十八条第一項の通算契約期間に関する基準を定める省令

（法第十八条第二項の厚生労働省令で定める基準）

第一条　労働契約法（以下「法」という。）第十八条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる無契約期間（一の有期労働契約の契約期間が満了した日とその次の有期労働契約の契約期間の初日との間にこれらの契約期間のいずれにも含まれない期間がある場合の当該期間をいう。以下この条において同じ。）に応じ、それぞれ当該各号に定めるものであることとする。

一　最初の雇入れの日後最初に到来する無契約期間（以下この項において「第一無契約期間」という。）　第一無契約期間の期間が、第一無契約期間の前にある有期労働契約の契約期間（二以上の有期労働契約がある場合は、その全ての契約期間を通算した期間）に二分の一を乗じて得た期間（六月を超えるときは六月とし、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月として計算した期間とする。）未満であること。

二　第一無契約期間の次に到来する無契約期間（以下この項において「第二無契約期間」という。）　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ　第一無契約期間が前号に定めるものである場合　第二無契約期間の期間が、第二無契約期間の前にある全ての有期労働契約の契約期間を通算した期間に二分の一を乗じて得た期間（六月を超えるときは六月とし、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月として計算した期間とする。）未満であること。

ロ　イに掲げる場合以外の場合　第二無契約期間の期間が、第一無契約期間と第二無契約期間の間にある有期労働契約の契約期間（二以上の有期労働契約がある場合は、その全ての契約期間を通算した期間）に二分の一を乗じて得た期間（六月を超えるときは六月とし、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月として計算した期間とする。）未満であること。

三　第二無契約期間の次に到来する無契約期間（以下この項において「第三無契約期間」という。）　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ　第二無契約期間が前号イに定めるものである場合　第三無契約期間の期間が、第三無契約期間の前にある全ての有期労働契約の契約期間を通算した期間に二分の一を乗じて得た期間（六月を超えるときは六月とし、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月として計算した期間とする。）未満であること。

ロ　第二無契約期間が前号ロに定めるものである場合　第三無契約期間の期間が、第一無契約期間と第三無契約期間の間にある全ての有期労働契約の契約期間を通算した期間に二分の一を乗じて得た期間（六月を超えるときは六月とし、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月として計算した期間とする。）未満であること。

ハ　イ又はロに掲げる場合以外の場合　第三無契約期間の期間が、第二無契約期間と第三無契約期間の間にある有期労働契約の契約期間（二以上の有期労働契約がある場合は、その全ての契約期間を通算した期間）に二分の一を乗じて得た期間（六月を超えるときは六月とし、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月として計算した期間とする。）未満であること。

四　第三無契約期間後に到来する無契約期間　当該無契約期間が、前三号の例により計算して得た期間未満であること。

2　前項の規定により通算の対象となるそれぞれの有期労働契約の契約期間に一月に満たない端数がある場合は、これらの端数の合算については、三十日をもって一月とする。

（法第十八条第二項の厚生労働省令で定める期間）

第二条　法第十八条第二項の厚生労働省令で定める期間は、同項の当該一の有期労働契約の契約期間に二分の一を乗じて得た期間（一月に満たない端数を生じたときは、これを一月として計算した期間とする。）とする。

附　則

1　この省令は、労働契約法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十六号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

2　第一条第一項の規定は、この省令の施行の日以後の日を契約期間の初日とする期間の定めのある労働契約について適用する。

○厚生労働省令第百四十九号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第一項の規定に基づき、労働基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月二十六日

厚生労働大臣　三井　辨雄

労働基準法施行規則の一部を改正する省令

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「ただし」の下に「、第一号の二に掲げる事項については期間の定めのある労働契約であつて当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限り」を加え、「、使用者」を「使用者」に改め、同項中第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一の二　期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。